

宮監査発第22号
令和8年1月7日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 新 祖 章



宮代町監査委員 川 野 武 志



令和7年度宮代町定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査実施日及び監査対象

実 施 日	対 象
10月28日（火）	住民課、未来のまち整備課
10月31日（金）	まちづくり建設課（上下水道室）、企画財政課
11月14日（金）	健康介護課、まちづくり建設課（上下水道室を除く）、 教育推進課（生涯学習室）
11月19日（水）	会計室、環境資源課
12月 2日（火）	税務課、総務課、議会事務局、地域支援課、くらし安全課
12月 9日（火）	福祉課、産業観光課、 かえで児童クラブ・国納保育園・ふじ第二児童クラブ（現地 視察）
12月17日（水）	教育推進課（教育総務担当・学校教育担当）、子育て支援課

2 監査方法

令和7年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。

3 監査事項

▼全課室局（上下水道室を除く。）

- (1) 歳入確保のための取組みについて
- (2) 歳出削減のための取組みについて
- (3) 住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- (4) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (5) 滞納整理及び債権管理並びにこれらに係る各課室間の連携について
- (6) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (7) 入札事務について
- (8) 令和7年度重点事業及び新規事業の進捗について
- (9) 第5次総合計画前期実行計画に掲げられた事業の進捗について
- (10) 町内業者への発注状況について

▼上下水道室

- (1) 歳出削減のための取組みについて
- (2) 住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- (3) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (4) 県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- (5) 近隣市町との上下水道料金の比較分析について
- (6) 固定資産管理台帳について
- (7) 施設の更新計画について
- (8) 企業債の償還状況について
- (9) 有収率向上のための取り組みについて
- (10) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (11) 入札事務について
- (12) 町内業者への発注状況について

4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事務事業においても、概ね適正かつ効率的に行われており、順調に実施されていると認める。

しかしながら、入札事務について、宮代町契約規則（昭和62年宮代町規則第7号）第12条の2第1項において「電磁的方法による特例（＝電子入札）」を規定し、同条第2項において「手続その他必要な事項については、町長が別に定める」として、一般競争入札については平成19年6月1日から施行された「宮代町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要領」、指名競争入札については平成19年1月5日から施行された「宮代町公共工事等電子入札運用基準」に基づいて行っているが、施行から18年経ち、すでに電子入札が本格実施となっているにもかかわらず、一般競争入札の事務処理要領がいまだに「試行要領」というのはいかがなものか。これについては、早急

な改定が必要と認められる。

なお、改定に当たっては契約規則をはじめ、指名競争入札も含めて入札に係る諸規定との整合性に留意する必要がある。